

## 第15回合併協議会協議にかかる参考資料

〔協議項目〕 議員の定数及び任期の取扱い（その2）について

〔協議の進め方〕

基本的には、前回の協議会の議員定数等検討小委員会報告を尊重するが、協議会での協議が決定されたことにより本項目の議論は白紙の状態で行っていく。

前回の協議会以降各町村の新市まちづくり委員会並びに議会の合併問題調査特別委員会等で協議された結果を次に示す協議のポイントにしたがって報告していただく。

〔協議のポイント〕

設置選挙（合併後はじめて行われる選挙をいう）後の新市の議員定数を何人にするか。（地方自治法第91条）

（人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村については26人以内）

設置選挙に特例措置を適用するか。

特例措置を適用するとした場合、定数特例にするか、在任特例にするか。

（ については市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条）

設置選挙において選挙区を設置するか。（公職選挙法第15条第6項）

定数特例、選挙区を適用する確認がされた場合の、4年間の議員定数を何人にするか。また、旧町村ごとの定数を何人にするか。

新市の議員報酬のあり方をどのように考えるか。

以上

第15回合併協議会協議にかかるとりまとめ資料（議員の定数及び任期の取扱い）

協議事項	町村名							
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
設置選挙後の新市の議員定数を何人にするか。 (26人以内)								
設置選挙に特例措置を適用するか。								
特例措置を適用するとした場合、定数特例にするか、 在任特例にするか。								
設置選挙において、選挙区を設置するか。								
定数特例の場合（総定数は何人にするか） (52人以内)								
選挙区設置とした場合の旧町村ごとの定数は何人にするか。	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	
	清川	清川	清川	清川	清川	清川	清川	
	緒方	緒方	緒方	緒方	緒方	緒方	緒方	
	朝地	朝地	朝地	朝地	朝地	朝地	朝地	
	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	
	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	
	犬飼	犬飼	犬飼	犬飼	犬飼	犬飼	犬飼	
	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	
新市の議員報酬のあり方をどのように考えるか。								